献血者健康被害救済制度について

採血によって献血者等の健康が害された場合の措置について

厚生労働省では、平成16年9月より安全で安心な献血の在り方に関する懇談会を設置し、献血者の健康被害の救済の在り方等について検討を重ねてきました。その結果、平成17年12月にまとめられた同懇談会の報告書においては、献血者の健康被害の救済は献血者が安心して献血できる環境を整備する意味で重要であり、国の適切な関与の下に、公平性、透明性及び迅速性に配慮して、新たに献血者の健康被害の救済制度を設けることが適当であるとの報告がなされました。

これを受け、採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第百十八号)の改正等、関連規定の整備を行うこととしました。改正等の概要については、以下のとおりです。

1 採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部改正(案)について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第二十一条第一項に基づく採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第百十八号。以下「基準」という。)の一部を改正し、次の内容を新たに規定する。

- (1) 採血事業者は、採血所ごとに、採血によって献血者等の健康が害された場合の措置に係る業務を適正に行うため、採血によって献血者等の健康が害された場合の措置の手順に関する文書(以下「手順に関する文書」という。)を作成し、備え付けなければならないこと。
- (2) 採血事業者等は、採血によって献血者等の健康が害された場合は、あらかじめ指定した者に、手順に関する文書に基づき、次の各号に掲げる業務を行わせなければならないこと。
 - 一 献血者等を適切に処遇すること。
 - 二 献血者等の処遇の状況に関する記録を作成し、その完結の日から五年間保存すること。
- (3) 採血事業者は、あらかじめ、採血所ごとに、採血によって献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じておかなければならないこと。

2 献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン(仮称)(案)について

上記1の改正による改正後の基準に基づき、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置の標準的事項を示すものとして、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン(仮称)」を策定する。ガイドラインの概要は以下のとおり。

(1) 給付の項目及び対象者

- ① 医療費及び医療手当 採血によって生じた健康被害について医療を受ける 献血者等
- ② 障害給付 採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献 血者等
- ③ 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
- ④ 葬祭料 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

(2) 給付の額等

・健康被害に対する給付の額等は、次のとおりとすることを基本とする。

給付項目	給付額等
医療費	採血によって健康被害を生じた献血者等が医療機関で受診した
	場合、その医療に要した費用を補填するもの。各種公的医療保険等
	による給付を受けることができる場合は、自己負担分について給付
	することを原則とする。
医療手当	採血によって健康被害を生じた献血者等が医療機関で受診した
	場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日額 4,480 円、月
	ごとの上限を35,800円とする。入通院一日目から給付する。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するも
	の。その額は、基礎額 8,800 円に障害等級 1~14 級に応じた倍数
	(別表参照)を乗じて得た額(44万~1,179万2千円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定
	の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は、基礎額
	8,800円の千倍に相当する額(880万円)とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給
	付するもの。その額は199,000円とする。

- (備考) 医療費、医療手当の支給を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができる。
- ・ 給付の費用は、採血事業者の責務等を踏まえ、採血事業者の負担とする。
- ・ 採血事業者は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けた 時は、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

(3) 給付の手続き

- ・ 献血者等の健康被害の大半を占める軽度の被害については、原則として、国 の示す基準等を活用し、採血事業者が給付の内容を決定する。
- ・ 因果関係、障害の程度等について判断が困難な健康被害については、採血事業者は、第三者の意見を聴くなどしたうえで、給付の決定に先立ち、厚生労働省医薬食品局に協議することができる。厚生労働省医薬食品局は、有識者の意見を聴いて、対象事案について意見を述べるものとする。
- ・ 採血事業者は、支給不支給の決定の際には、献血者等に対し、決定の結果に 不服がある場合は厚生労働省医薬食品局に対して申し出ることができる旨を 説明することとする。

別表

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの
		二 咀嚼及び言語の機能が失われたもの
		三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの
		六 両上肢が用をなさなくなつたもの
		七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの
		八 両下肢が用をなさなくなつたもの
二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○二以下に減じたもの
		二 両眼の視力がそれぞれ○・○二以下に減じたもの
		三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失つたもの
		六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの
三級	一、〇五〇	- 一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下に減じたもの
		二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの
		三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができない
		€0
i.		四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		五 両手のすべての指を失つたもの
四級	九二〇	一 両眼の視力がそれぞれ○・○六以下に減じたもの
**;		二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
		三 両耳の聴力が全く失われたもの
		四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの
		五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの
		六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの
		七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下に減じたもの
		二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服す
		ることができないもの
		三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服すること
		ができないもの
		四 一上肢を手関節以上で失つたもの
		五 一下肢を足関節以上で失つたもの
		六 一上肢が用をなさなくなつたもの
		七 一下肢が用をなさなくなつたもの

		八 両足のすべての指を失つたもの
六級	六七〇	一 両眼の視力がそれぞれ○・一以下に減じたもの
		二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
		 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの
		四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離
		では普通の話声を解することができない程度に減じたもの
-		五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
NAMES OF THE PROPERTY OF THE P		六 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの
		七 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの
		八 片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失つたも
		D
七級	五六〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下に減じたもの
-		二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することがで
		きない程度に減じたもの
		三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通
		の話声を解することができない程度に減じたもの
		四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することがで
		きないもの
-	·	五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができない
		もの
		六 おや指をあわせ片手の三本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の四本の指
		を失つたもの
-		七 片手のすべての指が用をなさなくなつたもの又はおや指をあわせ片手の四本の
		指が用をなさなくなつたもの
		八 片足をリスフラン関節以上で失つたもの
		九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
		一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
		―― 両足のすべての指が用をなさなくなつたもの
-		一二 女子の外貌が著しく醜くなつたもの
-		一三 両側の睾丸を失つたもの
八級	四五〇	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下に減じたもの
		二 脊柱に運動障害を残すもの
		三・おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指
1		を失つたもの
*.		四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片
		手の四本の指が用をなさなくなったもの
		五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
•		六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの
S		七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの
	1	TAX-7-7-XAAB-7 7 3-24 7 A VIV DABRA 11 C. & C. & Y. & 21C UV

v			
			八 一上肢に偽関節を残すもの
	·		九 一下肢に偽関節を残すもの
			一〇 片足のすべての指を失つたもの
	九級	三五〇	一 両眼の視力がそれぞれ○・六以下に減じたもの
			二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
			三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
			四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの
			五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
			六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
			七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程
			度に減じたもの
	÷		 八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他
			方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程
			度に減じたもの
			九 一方の耳の聴力が全く失われたもの
			一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度
1.			に制限されるもの
			―― 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限
	•		されるもの
			一二 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失つたもの
			一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の
			片手の三本の指が用をなさなくなつたもの
			一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの
			一五 片足のすべての指が用をなさなくなつたもの
			一六 生殖器に著しい障害を残すもの
	一〇級	=t0	一 一眼の視力が○・一以下に減じたもの
			二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの
-			三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
			四 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
		Total Control of the	五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である
			程度に減じたもの
			六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じた
			もの
			七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用
			をなさなくなつたもの
			八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
			九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの
			一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
			―― 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの

——級	_00	一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	-	三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
	-	五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減
		じたもの
		六 一方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解すること
,		ができない程度に減じたもの
		七 脊柱に変形を残すもの
	-	八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの
		九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの
-		一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
一二級	一四〇	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
		四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの
		五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
		六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの
		七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの
		八 長管状骨に変形を残すもの
		九 片手のこ指を失つたもの
		一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの
		一一 片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失つたもの
		又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの
		一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの
		一三 局部に頑固な神経症状を残すもの
		一四 男子の外貌が著しく醜くなつたもの
		一五 女子の外貌が醜くなつたもの
一三級	九〇	一 一眼の視力が○・六以下に減じたもの
		二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
		三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
		四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの
		五 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
		六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
		七 片手のこ指が用をなさなくなつたもの
		八 片手のおや指の指骨の一部を失つたもの
		九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
		一〇 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの
		―― 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指

		が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなっ
		たもの
一四級	五〇	一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの
		二 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの
		三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度
		に減じたもの
		四 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの
		五 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの
	,	六 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの
		七 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの
		八 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの
		九 局部に神経症状を残すもの
		一〇 男子の外貌が醜くなつたもの